

令和7年度

転入学のしおり



千歳市立勇舞中学校

【中学校の学習と生活】

日課表

1 日課

1年間を通して8:15が登校時刻となります。勇舞中は、ノーチャイムであり、3分前の行動が日常になっていますので、8:12には教室に入り、静かに朝読書を行います。

2 授業

1週間に29コマの授業を35週以上行うとして、基本的には年間に1015時間の授業を行います。

中学校の教科学習は、各教科に専門の先生が指導します。

1年生の1週間に行う授業時数は次の通りです。

	6時間	5時間
生徒登校	8:00～ 8:15	
朝活動	8:12～ 8:20	
朝の会	8:20～ 8:25	
1校時	8:35～ 9:25	
2校時	9:35～10:25	
3校時	10:35～11:25	
4校時	11:35～12:25	
給食	12:25～12:55	
昼休み	12:55～13:10	
5校時	13:15～14:05	
6校時	14:15～15:05	
帰りの会	15:10～15:15	
清掃	15:15～15:25	14:15～14:25
生徒下校	～15:30	～14:30

国語：4時間	社会：3時間	数学：4時間
理科：3時間	英語：4時間	音楽：1.3時間
美術：1.3時間	保健体育：3時間	技術家庭：2時間

※1年生の社会科は地理と歴史を並行して学習します。

	国語	数学	社会	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	特活	道徳	総合	合計
1年	140	140	105	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

3 テスト

1年生は、定期テストとして、前期に中間テストと期末テストを、後期には中間テストと学年末テストを実施します。

入学するとすぐに標準学力検査を実施します。標準学力検査では小学校での学習（国・社・数・理・英の5教科）の到達度を検査します。また、11月と2月には学力テストを実施します。

標準学力検査では小学校の学習内容を理解しているか試されます。今のうちに小学校の学習を定着させ、家庭学習の習慣をしっかりと身につけましょう。

4 教育相談・保護者懇談・三者懇談

生徒と担任の二者で行う教育相談や保護者と担任で行う保護者懇談、保護者も含めて行う三者懇談を実施します。3年生は進路目標の決定、1・2年生は学習や生活を振り返り、今後の目標を設定することを主な目的に行います。

5 マチコミメール

学校からの連絡は、主に「マチコミメール」を使用しています。「学校だより」もマチコミで配信しています。また、ご家庭からの欠席連絡もマチコミでの連絡をお願いしています。登録方法については、入学後に別紙にて案内しています。

令和7年度の行事予定

前 期 (4月7日～10月10日)																						
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月										
春休み	標準学力検査	3年修学旅行	1・2年教育相談	部活動入部届げ切		体育祭		前期中間テスト	中体連市内大会	3年教育相談	1・2年保護者懇談	夏休み		中体連新人戦	前期期末テスト	3年学力テストA	1年校外研修	2年宿泊研修	文化祭活動	文化祭	前期評価確定	秋休み
後 期 (10月14日～3月24日)																						
10月		11月		12月		1月		2月		3月												
秋休み	生徒会役員選挙	3年学力テストB	3年教育相談	3年学力テストC	1・2年学力テスト	1・2年後期中間テスト	3年学年末テスト	冬休み		1・2年学力テスト	3年私立高校入試	1・2年学年末テスト	3年公立高校入試	学年末評価確定	卒業式	修了式	春休み					

6 評価・評定

(1) 「学力」とは

知識の量のみで学力をとらえるのではなく、各教科の学習内容における [知識・技能]、[思考力・判断力・表現力] さらに [自ら学ぶ力や人間性] などの三観点でとらえます。

(2) 目標に準拠した評価

「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」で評価を行います。目標に到達したかどうかを明らかにする評価であり、「相対評価」のような全体に対しての位置を示すものではありません。

(3) 観点別評価

すべての教科の観点が「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の3つになっています。各教科では、各単元（題材）において観点別の評価規準に基づき評価します。

【観点別評価】 次のように3段階で評価します。

- | |
|---------------------|
| 「A」…十分満足できると判断されるもの |
| 「B」…おおむね満足と判断されるもの |
| 「C」…努力を要すると判断されるもの |

※教科や学習内容により、作品制作の過程を重くみる、技能を重くみるなど加味されます。

(4) 評定

各教科では、各単元（題材）の観点別の評価を記録、蓄積し、全体としての観点別評価を算出します。これをもとに、前期・後期（学年末）の5段階評定を算出します。

【5段階評定】

- | |
|----------------------|
| 「5」…十分満足でき、特に高い程度のもの |
| 「4」…十分満足できるもの |
| 「3」…おおむね満足できるもの |
| 「2」…努力を要すると判断されるもの |
| 「1」…一層努力を要するもの |

(5) 成績のお知らせ

評定をお知らせするのは、前期・後期の年2回ですが、国・社・数・理・英の5教科については、長期休業前に中間評定をお知らせします。年間を通して成績を積み上げて評定しています。

7 学習へのとりくみ

中学校では、学習内容が多く、定期テストでは出題範囲が広いので、毎日の学習の積み重ねが非常に大切です。学習を充実させるためには、毎日の授業を大切にしながら、家庭学習の習慣をしっかりと身につける必要があります。

生徒一人ひとりの力を伸ばすために、個人目標を作成して学習への動機づけをしたり、学習方法や各教科からのアドバイスが記載された学習の手引きを配付したり、テスト2週間前にはテスト計画を作成するなど、充実した学習ができるよう支援をしていきます。また、各学年とも学年の実態に応じた週末課題やデジタルドリルなどにも取り組んでいます。

8 学習用具

(1) 教科書

手続きが終了し、届き次第、配付します。

(2) ワーク類

転入後にまとめて購入してもらいます。

(3) 柔道着、ア尔特リコーダー、ヘッドセット

必要に応じて購入していただきます。柔道着は4,500円（袋は別売り500円）程度、ア尔特リコーダーは2,100円程度、ヘッドセット（英語科で使用）は1,400円程度の見込みです。（※値上がりする可能性があります。）

(4) その他

- ◆1人1台のクロムブック端末が市から貸与されており、勇舞中学校では毎日、家庭に持ち帰ることを基本とし、家庭学習や長期休業中の課題などで活用します。また普段の授業等でも活用します。貸与において、借用申請書を提出することになります。
- ◆習字セット、絵の具セット、彫刻刀、裁縫セットなどは授業で使うことがあります。
- ◆再利用のジャージや教材等のネームは、本人の氏名に直して着用してください。

9 生徒会活動

生徒自らがより充実した学校生活を送っていくための組織で、全校生徒から選ばれた役員を中心に、学級や学年との関わりを持ちながら活発な活動をしています。

やりがいのある活動で、多くのことを学ぶことができます。積極的に参加してください。

- ・代表委員会
- ・学習委員会
- ・生活委員会
- ・保体委員会
- ・整美委員会
- ・図書委員会
- ・放送委員会
- ・選挙管理委員会
- ・編集委員会

【部活動について】

1 部活動の概要

- ◆部活動は必ず加入しなければならないものではありません。
- ◆部活動は平日の放課後、休日に行われます。
- ◆定期テストが実施される3～4日前より、原則すべての活動を中止します。
- ◆道具や、練習試合のための交通費、各部が定める部費などの個人負担があります。

2 設置予定の部活動

- ◆勇舞中学校では、次の部活動が活動しています。
- ◆部員数が著しく少ないなど、活動が十分にできない状況が発生する場合も考えられます。
- ◆生徒数と部活動数とのバランス、地域展開等を考慮して、部活動の再構築を検討する場合があります。

(1) 体育系

- ・野球
- ・サッカー
- ・バスケットボール
- ・バレーボール
- ・バドミントン
- ・卓球
- ・ソフトテニス
- ・陸上競技
- ・柔道

(2) 文化系

- ・美術
- ・吹奏楽
- ・家庭

年間の必要経費 （金額は令和6年度の額）

1	給食費	[1年]	56,240円	(年額)
		[2年]	55,632円	(年額)
		[3年]	52,592円	(年額)
2	PTA会費など		7,200円	
	<内訳> PTA会費、部活動後援会費、生徒会費 ※金額は4月のPTA総会で決定します。			
3	教材費など	[1年]	14,440円	
		[2年]	13,270円	
		[3年]	11,090円	
	<内訳>			
	ワーク類・材料費等	[1年]	12,760円	
	ワーク類・材料費等	[2年]	11,590円	
	ワーク類・材料費等	[3年]	9,050円	
	学力テスト	[1・2年]	720円	
	学力テスト	[3年]	1,080円	
4	その他	学級費	500円	
		スポーツ振興センター会費	460円	
		音楽のアルトリコーダー	(購入日については入学後にご案内します)	
		柔道着	(購入日については入学後にご案内します)	

納入方法 （金額は令和6年度）

口座振替により納入	現金で納入
①給食費（給食センター）	①ワーク類・教材費等 [1年] 12,760円
[1年] 56,240円	[2年] 11,590円
[2年] 55,632円	[3年] 9,050円
[3年] 52,592円	②学力テスト [1, 2年] 720円
②PTA会費など（学校）	[3年] 1,080円
7,200円	③スポーツ振興センター会費 460円
	④学級費 500円
計 [1年] 63,440円	計 [1年] 14,440円
[2年] 62,832円	[2年] 13,270円
[3年] 59,792円	[3年] 11,090円

※現金で納入していただくものと、口座振替により納入していただくものの内訳が変更になる可能性があります。正式な金額が確定しましたら転入後にお知らせします。

千歳市立勇舞中学校校則

【理想とする生徒像】

- きまりの意義をしっかりと捉え、主体的に行動できる生徒
- 社会に生きる人間の一人として、礼儀やモラルを理解し、主体的に行動できる生徒
- 中学生として華美になることなく、清楚な身だしなみで生活できる生徒

I 服装（原則、登下校を含む学校生活は制服で行うものとする。）

1 制服

(1) 冬服

- ①指定のワイシャツにネクタイやリボンを留め、ブレザーやセーラージャケットを着用する。
(必要に応じてセーラージャケットの下にニットベストを着用してもよい)
- ②ズボンやスカートは指定のものを着用する。スカートの場合は膝の皿が完全に隠れる長さとする。

(2) 夏服

- ①上着は指定ワイシャツとし、ズボン・スカートは冬服と同じものとする。
(必要に応じてニットベストを着用してもよい)
- ②ネクタイやリボンは留めない。(第1ボタンまでは開けてもよい)
- ③気候に応じて寒い場合は、ジャケットの着用も可とする。

(3) その他

- ①名札は左胸のポケットに安全ピン(クリップ)で正しく留める。
- ②第1ボタンをあけずにネクタイ・リボンを留める。
- ③ズボン着用時のベルトは黒、紺、茶の単色とする。(スカートにベルトはしない。)
(金属部分が華美なもの、柄が入っているものは認めない)

2 ジャージ

- (1) 学校指定のジャージを着用する。(体育の授業時は必ず指定Tシャツ・ハーフパンツも着用しTシャツの裾をズボンにしまう)
- (2) ジャージを脱いで活動する場合、指定Tシャツ・ハーフパンツを基本とする。
- (3) 特別な場合(体育の授業など)を除いて、指定Tシャツは裾を出した状態で着用する。ただし指定Tシャツがジャージの上着からはみ出す場合は、裾をズボンにしまう。
- (4) 名前の刺繍や裾など、ジャージを加工してはいけない。

II 容姿

1 頭髪は中学生らしく節度のあるものであり、自然のままであること。

- (1) 前髪：自然な状態で目にかからない長さとする。ただし、目にかからないように前髪をピン(黒・紺・茶)で留めることもできる。
- (2) 横髪：学校生活に支障のない長さとする。
- (3) 後髪：学校生活に支障のない長さとする。ただし、学校生活(授業)に支障をきたす場合は、ゴム(黒・紺・茶)で結わえる。

2 整髪料の使用や装飾品の着用は認めない。

3 染髪やパーマ、剃り込みなどは認めない。(ただし、特別な事情がある場合は、保護者を通じて担任に申し出ることにより、認める場合がある)

4 見た目が変わるような化粧品は使用しない。

Ⅲ 靴

1 上靴

- (1) 校内では学校指定の上靴を履くこと。(白地の紐を使用する)
- (2) 必ず、タンの裏側に記名すること。

Ⅳ カバン

- 1 学校生活に適した大きさのものとし、机の横にかけられるタイプとする。(床には置かない)

Ⅴ その他

- 1 学校生活に関係のないものを持ってこないこと。
(特別な事情があって持ち込む場合は、保護者を通じて申し出て、朝のうちに担任あるいは学年の教師に預ける)
- 2 不要な金銭は持ってこないこと。
- 3 学校生活で使用するものには、必ず記名をすること。
- 4 部活動終了後は、ジャージ(ユニフォーム)のまま帰宅することを認める。

Ⅵ 付則

- 1 この校則は2023年4月1日より施行する。

《勇舞中学校 生活のきまり》

校内生活のきまり			
1	日課に関わるきまり	登校時	<ul style="list-style-type: none"> ○朝は『8：12』までに登校し朝読書をする。 (『8：15』に校舎内にいない場合は遅刻となる) ○朝の再登校は原則認めない。(先生から特別な指示があった場合は除く) ○欠席は7：40～8：00頃に学校に電話かマチコミにて連絡をする。事前に決まっている欠席・遅刻・早退・欠課(体育の見学等)は、決まった時点で担任に伝える。
		校内生活	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で時間を確認し、『3分前学習』をする。(着替えをする教科は素早く行う) ○朝の会終了後と帰りの会前の『10(5)分間』は用事がない限り教室からは出ない。(トイレなどは先生の許可を得ること)(教科連絡を聞くことはできない)
		下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動、委員会活動、学級活動のない生徒は速やかに帰宅し、廊下などで友人を待たない。 ○帰りの会終了後、清掃担当者は清掃を始める。部活動、委員会活動のある生徒は『活動場所(更衣室)へ移動』、学級活動のある生徒は『教室掃除の手伝い』、それ以外の生徒は生徒玄関へ行く。
2	身だしなみに関わるきまり	制服	<ul style="list-style-type: none"> ○ワイシャツの裾は必ずズボン、スカートの中に入れる。 ○ブレザーやセーラージャケットの下には指定された物以外は着ない。 ○ブレザーやセーラージャケットの袖、ズボンの裾はまくらない。 ○ワイシャツの袖をまくる場合は、肘の上(上腕部)までキレイに折りたたむこと。 ○ unnecessary 装飾品や模様のついているベルトは認められない。 ○ストッキングは柄のないものをはく。
		ジャージ	<ul style="list-style-type: none"> ○着替えは、更衣室で行う。 ○ジャージのファスナーは胸のマークよりも上げる。 ○ジャージの襟、袖、裾から中に着ている物がはみ出すような着こなしをしない。 ○ジャージの上着の袖はまくってもよいが、ズボンの裾はまくらない。 ○ジャージを脱がない場合は、上着の中に着るものは原則自由とするが、派手な柄のものは着ない。
		頭髮	<ul style="list-style-type: none"> ○ピンやゴムは単色(黒・紺・茶)で飾りのない物とする。 ○前髪をピンで留める場合は、髪が目にかからないように留めること。 ○過剰に大きいと判断されるような髪留めはつけない。(学校が判断する)
		靴	<ul style="list-style-type: none"> ○紐がほどけている状態やかかとを踏んだ状態で靴を履かない。 ○体育時の外靴は動きやすいものにする。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○リップは、色・香りのついているものは認めない。 ○化粧をしてはいけない。 ○爪にマニキュアを塗ったり、必要以上に磨いてはいけない。 ○過度に眉毛を切ったり、抜いたり、細く剃ったりしてはいけない。 ○運動後に制汗スプレー(無香料)やボディシートを更衣室でのみ使用してもよい。 ○意図的にからだに傷をつけたり、穴を開けたりしてはいけない。(例：ピアス)

校内生活のきまり		
3	持ち物に関するきまり	カバン ○教室内ではカバンは、机のフックにかける。
		お金 ○学校には電話代以外ではお金を持ってこない。 ○学校に支払うお金や部費は朝に担任もしくは該当の先生に渡す。
		その他 ○学習用具を忘れた場合は授業前に申し出る。学習用具の貸し借りはしない。 ○学校生活に不必要なもの（装飾品、菓子類等）は持ってこない。 ○携帯電話やスマートウォッチの持ち込みは一切禁止とする。 ○身分証明書は毎日持ってくる。 ○飲み物を持ってくるときは、水・茶・スポーツドリンクを水筒やペットボトル、スクイズボトルに入れて持ってくる。
		特例 《準備時間のみ使用を認めるもの》 ※使用する場所を考えること ①くし ②鏡 ③薬用品（リップクリーム、ハンドクリーム、塗り薬など） ④制汗スプレー（ボディシート） 《昼休みのみ使用を認めるもの》 ①トランプ、UNOなどのカードゲーム ②将棋、オセロなどのボードゲーム ③小説など（マンガは持ってきてはいけない）
4	全般	○トイレ・水飲み場は、学年フロアまたは、自教室のあるフロアのものを使用する。 体育の授業時は、更衣室前のトイレ、部活動時には活動場所のあるトイレを使用する。職員玄関前トイレは使用しない。 ○教室や職員室ではコート類や帽子を脱ぐ。 ○他教室に入らない。用事がないのに他階に行かない。 ○職員室に用があるときは、所属（学級や部活など）・名前を言う。 職員室カウンター手前で用件を伝える。

校外生活のきまり（「千歳市児童・生徒校外生活指導基準」に準ずる）		
1	自転車	○原則として、自転車通学は認めない。ただし、校区外通学はその限りではない。 ○部活動に関わる自転車の使用は認める。（再登校、休日、長期休業） ○自転車使用の際には、必ずヘルメットを着用する。 ○自転車の使用期間は4月～11月とするが、降雪の状況などにより変更する。



千歳市立勇舞中学校

〒066-0078 北海道千歳市勇舞3丁目4番2号

電話 (0123)40-0051 FAX (0123)22-8100

<https://chitose-edu.jp/yumai-j/>

